

平成16年6月17日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

8 番 橋川宏彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小野	原	利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局	長	安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成16年6月17日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	16 谷 口 良 隆	1. 荒廃園対策について 2. 当面する道路問題について (1) 国道 444号（能古見小～西宗寺間）整備計画について (2) 鹿島駅前（国道 207号）の整備見直しについて (3) 国道 207号バイパス開通後の問題点について 3. ダム関連の仮施設について (1) 道路、残土処分場等の賃借 (2) 仮設（簡易？）水道の件 4. し尿処理場（藤鹿苑）の諸工事について
8	17 中 島 邦 保	1. 水田農業確立対策について (1) 米政策改革の内容とその問題点 （米づくりの本来あるべき姿とは） (2) 地域水田農業ビジョン策定について （生産調整の助成体系と産地づくり交付金の使途は） (3) 米の生産目標数量及び生産目標面積の配分方法は 2 地域水田農業支援緊急整備事業について (1) 北鹿島地区暗渠排水事業の推進 3 平谷の湧き水を活用して地元振興を 4 国道 207号バイパス（中村工区）に信号機の設置を

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、16番谷口良隆君。

## ○16番（谷口良隆君）

おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思いますが、あえて重要な今議会の課題でございました合併問題に関しまして、私の所見だけをひとつ、執行部に対する忠告も含めて簡単に触れて、内容に入らせていただきます。

本市の喫緊の課題でありました合併問題は、関連議案の提出から今期定例会の最大の議論の対象となるものと考えておりましたけれども、13日の太良町住民投票を踏まえて、太良町の離脱方針の確定化といいますか、そういった形で、肩透かしを食ったような格好になってしまっておりますけれども、桑原市長が従来から合併を不退転の決意でということで臨まれてまいりましたけれども、その残念さは繰り返し申し上げられておる内容にも十分にじみ出ておりますけれども、いかばかりであったのかということで心境をお察しもいたしますが、1年間余り合併の方向で今日まで市民世論を誘導されて、この結果に至った結果につきましては、市民にわかりやすい形でひとつ報告をいただくようお願いをいたしたいというふうに思っております。

本議会の扱いにつきましては、一方の当事者が離脱をするということで収束に入っておられるわけでごしまして、今後本市として単独市でいくのか、あるいはまた改めて、広く2市10町を含めた大きな合併枠へ踏み出しをしていくのか、まさにそうした行政、あるいは政治の選択が求められる次のステップが来るのではないかとこのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後の展望を議論しなければならない段階に入ったものというふうに考えられるわけでありまして、少なくとも今回の合併枠の当事者の市と町との間で、お互い責任者が責任をなすり合うような結末だけには終わらないように、心から格段の配慮をお願い申し上げておきたいというふうに思っております。

それでは、早速、通告に基づきまして、4点について具体的な質問をいたしたいと思いません。

まず1番目の荒廃園対策についてでございますが、特にミカン園を中心に耕作放棄地、あるいは荒廃園対策が市政の喫緊の課題でもあるし、長い間の課題となってきましたけれども、この間の主な施策として園地利用の流動化、あるいは後継者対策、途中には奨励金を出して、不適地の樹木の伐採、減反等を奨励してきた経過もでございます。それでも、なお今日、耕作者の高齢化が進んで、荒廃園予備軍と目される樹園地も数多く点在をしている現実でございます。そうした耕作者の中には、樹園地としても維持ができないんだと。さかのぼって、鹿島市内の樹園地総体の経年変化をしてみますと、数字で見る箇所を我先般、私たち議会にもお配りいただきましたけど、その統計数字をしてみますと、24年前の昭和55年当時が樹園農家が2,019戸、1,200ヘクタールに上っておったわけですが、その後の20カ年を経た平成12年時点では943戸、861ヘクタールに減じております。実に

果樹園農家数で45%に減っておりますし、7割の果樹園面積に減じている現実にあります。今さら——当時、適地だと言われても、あるいは不適地ではないかと目されるような地域であっても、大々的に切り開かれたパイロット事業をこの場でいろいろ云々するつもりもございませんけれども、今日、樹園地保護の政策をとられている反面、現実の樹園地は後継者不足の対策、あるいは樹園地の流動化政策、必ずしも現実の流れを押しとどめる有効な成果を上げていない部分も一部には見られるわけであります。そういう果樹農家の中では、この際、スギやヒノキ等を植栽して、それらの土地を子孫に渡したいという希望者も少なからず存在しておられるように賜っております。

そこで、お尋ねですけれども、鹿島市の土地政策として、荒れ地をこれ以上拡大させていけないために、そうした地権者の皆さんの意向をスムーズに進められるように、農地政策の運用を改められる考えがないかどうかについて、お尋ねをするわけであります。

現在、地目変更や農地転用等を行おうとする場合、農業委員会では運用上、周辺土地の地権者からの同意を得ることを条件にその申請を受理されているようでありますが、この点で行き詰まっているケースも散見されるようであります。農地の宅地化など、その他一般的な転用の場合は周辺同意は重視されるべきでありますけれども、この問題は適地、不適地構わず、ミカン園として政策的にパイロットで開発されてきたわけございまして、今日のミカン情勢を見たときに、ただ単に個別農家の問題として考えるわけにはいかないような気がしております。中山間地域総合整備事業の補助対象に乗るか乗らないか、あるいは一定規模の集団としての樹園地面積が必要かどうかという問題等も絡んでいるのかもしれませんが、そうだとすると、近年のうちに荒廃してしまうことが予測をされる樹園地の地権者らがみずからの土地の荒廃を防ぎ、林野に戻したいというのは客観的に見ても、そうした条件に照らしても、できるだけそうした地権者の希望にかなう方向に政策の運用を行うことが本市の土地政策の将来からも望ましいと考えるわけでございます。担当部局、並びに市長としてのお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

次に、当面する道路問題についてお尋ねをいたします。

3点出しておりますが、道路問題といえばたくさんそれぞれにあるわけでございますけれども、本日、この場においては3点について申し上げてみたいと思っております。

まず一つは国道444号線、能古見小学校から西宗寺までの間、数百メートルあると思っておりますが、この整備計画についてお尋ねをいたします。

この件は、私もつい最近まで承知をいたしておらなかったわけでありますが、国道444号の当区間については佐賀県の整備計画にも上がっていないということでございます。鹿島から大村間の国道444号線が開通して、大村の高速インターから国道207号線、いわゆるしめご交差点までの区間30キロメートル余りあると思っておりますけれども、これはすべてが拡幅整備が終了、もしくは急ピッチで整備が進んでおるところでございます。佐賀県の現計画により

ますと、今指摘をいたしますこの数百メートルの区間については計画も上がっていないということで、未整備のまま事が終了する可能性もあるおそれがあるわけでございます。その事実を知った関係地域では、にわかに土木事務所等へ陳情を開始されているようでございますけれども、鹿島市として当区間が計画にのっていないことを承知されていたのかどうかについてお尋ねをいたしたいと思います。

その上で申し上げますけれども、国道 444号の整備は政策的に中木庭ダム建設とも密接に関連をいたしておるわけございまして、予定される平成18年度のダム完成の暁には、財政事情等も今日の状況に絡みまして、改めて俎上にのせるということはかなり困難性が予測をされるわけございまして、市当局としてこの問題をいかに進めようとされているのかについてのお尋ねでございます。

次に、二つ目の課題でございますが、鹿島駅前、現国道 207号の整備見通しについてお尋ねをいたしておきたいと思います。

この間、バイパス事業に鹿島土木の予算が集中されてきたことに大きく起因をしているのかもしれませんが、当地は既に家屋の立ち退き等がかなりの区間終えておるわけでして、月日もかなり経過をいたしておりますけど、その後の工事の着工の動きが見てとれない現状でございます。特に、当地域につきましては本市の鹿島駅前ということで、玄関口でもあるわけございまして、市外から来訪される方からもそうした問題が問われる、気がかりな課題にもなっております。今後の整備見通しがどうなっているのか、市として対応の現状、見通しについてお尋ねをいたしておきます。

次に、三つ目でございますが、国道 207号バイパス開通後の問題点についてお尋ねをいたします。

長年の懸案が実ってバイパスが完了いたしましたことは、鹿島市の道路事情が長い間、閉塞感、人間の体でいいますと便秘の感覚が長年ささやかれてきたわけでございますが、この開通によりまして、市民生活の向上、ひいては産業、経済の発展に大いに今後寄与していくものと確信をする一人でございます。ではございますが、開通に伴って幾つかの問題点も出てきているようでございまして、既に執行部も把握をされているものと考えております。

過日の産業建設委員会の協議会でも指摘をしまいましたが、その中には課題として、信号機が非常に関係が悪いと。上り詰めれば赤信号になっていると。あそこは急な坂になっておりますが、下り切れば急ブレーキを踏まにやならんというような関係の悪さも見られました。あるいは県営西牟田団地入り口付近の込み合いに関連する事故の危険性も地域からも指摘をされておりました。そういった点などにつきましては、今日、一定の措置が施されたように見受けられておりますので、この問題については当面、状況の推移を見ていけばいいんではないかというふうに考えておりますけど、本日指摘を申し上げたいのは騒音の問題でございます。

あわせて、一部には重量車が通過をする場合は振動もあるというような声も聞いております。既に沿線住民から 200名程度と思えますけど、署名を添えて、その善処を求めて行政の方にも働きかけをされておるということを聞き及んでおりますけれども、市としてどのように対応されようとしているのか、この場でお尋ねをいたしておきたいというふうに考えます。

吹上地区からの交差点は、特に急峻な坂道を通るために、やっぱりそれ相当のアクセルを踏むわけでございまして、重量車等になりますと騒音も大きくなるわけでございまして、当交差点から黒川の方面への道路の状況を見ますと、あそこは深く切り土をされておりますので、あれが事実上の防音壁の役割を果たしているというふうに思われまして、そちらの区間はさほどではないにしても、納富分交差点側の場合はあそこは全く空地になっておりまして、特にひどい状況のようでございます。私自身も深夜に立ったことがございますけど、やっぱり従来まで静寂な地域に住まれた方々がいきなりこうした騒音が出てくるという環境に転じてしまったわけでございまして、その思いというのは十分私も理解ができそうな実感を持ったところです。

そうした沿線住民の皆さんの指摘を受けまして、4月中旬に幾つかのポイントで県の方もされた、あるいは市の方でもされたやにお聞きをいたしておりますが、その騒音調査、あるいは振動調査等についての結果はどうであったのか、またその結果はどのような対処を土木、あるいは鹿島市として考えられているのかについてお尋ねをするというわけでございます。

次の質問に移ります。

ダム関連の仮設施設について2点上げております。

ダム建設につきましては、つい先日、定礎式がとり行われまして、平成18年度完成に向けて工事がいよいよ本格化をしておりますけれども、私は現在の有明海の異変とダム建設、あるいは上水道の需給関係と新たなダムからの取水を含めた問題等、一定の見識というのですか、見方を持っておるわけでございます。願わくば、今日、アメリカやヨーロッパ諸国では、むしろダムをつくる、あるいは見合わせるじゃなくて、既にできたダムを撤去するということを含めて、新たな治水、利水の対策が進められているという、国際的に見れば、そうした動きも片方にあるわけでありますが、その問題を今日この議会で論じてもしようがございませんので、その問題は置きますけど、しかし、本日、この場において2点について質問については、関係地元住民の皆さんの今々の問題でございますので、対応を含めてお伺いをいたしたいというところで取り上げたわけでございます。

そのうちの第1点ですけど、道路、残土処分場、建てかえ水路等の賃借が一部なされているというふうに思います。その点でお尋ねをいたします。

中木庭ダム建設に関連をいたしまして、地元地権者等に土地の賃借が一部行われると、今申し上げたとおりでございまして、この賃貸契約は1年更新ということで、毎年2月に更新をされるようになっているやに聞いております。一部には、そうした行政側の態度に――い

きなり結論に入ってきておりますけど、ことしの場合は5月に入ってやっと更新の調印を地権者の方から一部ではもらうことができたというようなこともあっているようで、あえてこの場で取り上げておるわけですが、当時、交渉等を担当した職員の方は、やっぱり人事異動等で相当入れかわっておられる、そうした問題も絡んでいるのかもわかりませんが、ここに来て、地元で反発を買うようなことがあってはならないだろうと思います。格段の注意を——そりゃ、当事者はダム事務所ということかも知れませんが、当時、やはりダム事務所との間に橋渡しをしてきたのは鹿島市の担当部局だろうというふうを考えるわけでありまして、そういった点での対応に遺憾のないようにひとつお願いをしたいということをまず申し上げておきたいというふうに思いますが、それに関連をいたしまして、ダムの南側、これは市道坂山線側と言った方がいいですかね、あちら側に残土処分場として一部の谷間を埋め立てされておるわけですが、最終的には、ここは一つのテラスとなるわけですが、その土地の今後についてお尋ねをいたします。

執行部のお話によれば、この処分場は10名程度の地権者がおられるということでございますけど、ダム完成の暁には、鹿島市の公共用地として買い取る交渉が成立をしているというふうに行政の方は申しておられますけど、私の接する範囲内の地権者の話では、そこまでの話はできていないという話もございます。書面でそこまで話ができるのか、当時、口頭確認されておるのか、どの程度まで具体化をしているのかわかりませんが、その部分についてひとつ確認を申し上げたいというのが第1点です。

一部には造成後の土地利用について考えられている地権者もおられるようでございまして、できれば、ダム建設に側面的にこうした形で協力をいただいた皆さんの要望に沿う措置を願いたく思うわけでございまして、鹿島市といたしましても、財政的観点からも土地利用の当面の具体的な見通しが無いものを、あえてそうした要望があるのにもかかわらず、余計な財政出費は浪費だろうというふうにも考えるわけでございまして、この点、交渉から相当の時間もたってはおりますけど、交渉の経過と今後の考え方についてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

次に、仮設水道といいますか、私が通告時点ではっきりしておりませんでしたので、括弧書きで「(簡易?)」を入れておりますけど、つまり、当地のダム現場事務所の上水確保のために、平谷トンネルのわき水を活用されております。その間が約4キロないし5キロ、車ではかった感じでは距離的にはあるようでございますが、沿線住宅宅地等にも分水をされているようにお聞きをいたしております。区間のほとんどが国道444号線の道路側溝内にその水道管をそのままいけてあるようでございます。あくまでダム建設までの仮設水道ということから考えれば、そうした措置も理解はできるわけでございますが、将来にわたって当地域の、例えば、簡易水道として継続活用されるということであれば、やっぱりこれは道路管理上、あるいは雨水排水対策上も一つの課題になるかというような気がいたしているところ



でございます。

そこでお尋ねでございますが、あくまでも仮設水道なら別といたしましても、恒久的に上水道として活用されるというようなことであれば、道路側溝内に水道管を布設というのはやっぱり問題だろうというふうに考えるわけでございまして、その点、鹿島市の簡易水道を監督するといえますか、行政指導する立場は市でございましょうから、いかように考えられているのか、お尋ねをいたします。

また、この間には将来、ダム完成後には、やはりダム完工にちなんだ商店や、それに関連する皆さん方の住居も建設される可能性も十分想定をされるわけでございます。現在は、旧来からお住まいの皆さん方の居住宅を中心に配水をされているようでございますが、新規居住者等にも対応されるような、やっぱり簡易水道というボリュームで対応しておくべきではないかというような気がいたしますが、その点についての――まだ、この点についてはあくまでも仮設水道が簡易水道としてそのまま残るかどうかという確定もしていないわけですので、この時点では答弁のしにくいテーマかもわかりませんが、もしそうなった場合は、そうした形で指導をされるというのが適切だろうかというふうに考えますので、もう固まってからよりも、むしろこうした時期が適切かと思って、この際、取り上げたわけでございますので、所信をお尋ねしておきたいということでございます。

一番最後の質問になりますが、し尿処理場の、これは第1処理場、藤鹿苑の諸工事についてお尋ねをいたしてみたいと思います。

恐らくこれは衛生施設組合議会というふうな話に切りかえられる可能性も十分あるかと思えますけど、市としてはやっぱり年間190,000千円という多額の負担金を出費してこの運営に当たっているという観点からは、本市の議会としても一つの了解、チェックが働くということは当然のことだろうということを前提にお尋ね申し上げます。

通告を申し上げました上で、その後、担当課長等のお尋ねもございましたので、具体的に次の3点について、事前のディスカッションも含めて申し上げておりますので、お尋ねをいたします。

具体的なお尋ねは3点でございますが、その1点は、同じ時期の建設で似通った処理方式を持つ類似の他市町の施設と比べて、この藤鹿苑だけは建設後も毎年10,000千円台から30,000千円台の請負工事を発注されております。この点についてお尋ねをいたします。

それから二つ目には、それら諸工事の請負業者名が非常に偏っておるという話も聞いておるわけでございますが、この際、決算上、明らかにされる範囲で結構でございますので、御報告を、それぞれの工事ごとに請負業者をお尋ねいたしておきたいと思えます。

三つ目に、昨年発見をされました生し尿の貯水槽の漏水、昨年あったわけですが、これがその後、措置がされておりますけど、完全にとまったのかどうか。また、補修工事後の瑕疵担保等についても十分確認がされているのか、そこら辺についてお尋ねをいたしたいという

ことでございます。

もう少し具体的に説明を加えないと答弁しにくい部分もあろうかと思しますので、少しつけ加えますと、まず1点目の、なぜ藤鹿苑だけは毎年これだけ多額の請負工事が発注をされているのかという点でございますが、私が入手いたしております処理場の決算書が幾つかございますが、武雄市の場合が平成13年度に稼働が始まりまして、膜分離高負荷脱窒素処理方式プラス高度処理、処理能力98キロリットル／日、浅野工事が工事を請け負われたようです。

それから、鹿児島県始良郡で今稼働しておりますのが平成13年度に稼働開始で、高負荷脱窒素法プラス高度処理、処理能力はこれはかなり大きくて195キロリットル、これはNKK、鹿島の藤鹿苑と同じですが。本市の場合はもう御承知のとおり、平成12年度から稼働を始めておりますけど、武雄市と同じ膜分離高負荷脱窒素処理方式プラス高度処理110キロリットル、NKKでございますが、これらの決算書をちょっと私なりに取り寄せまして比較をしてみますと、工事請負費の決算がもう全然違うわけですね。平成13年度と平成14年度分だけを申し上げますと、藤鹿苑の場合が平成13年度が18,220千円の請負工事が発注をされております。武雄市は1,990千円です。1割弱ですね。それから、始良郡の場合はゼロ円です。それから、平成14年度になりますと、藤鹿苑が33,130千円、それから武雄市の場合はゼロ円、始良郡もゼロ円というようになっております。

それがなぜそうなのかというお尋ねですが、担当課長の事前の説明によりますと、藤鹿苑の場合は請負工事費で計上等をしておるけど、武雄市等については修繕料等で計上されているんじゃないかということで調べていただいておりますが、昨年12月議会で資料要求を、これは多分松尾議員がされたときのやつですかね——で出された過去の工事請負費のそれぞれについて、これは2回目でもいいんですけど、主な事業として平成13年度が電気計装整備点検補修工事4,252千円から、もう金額まで申し上げませんが、汚泥乾燥焼却補修工事、脱臭設備点検補修工事、主な工事として三つ出ております。その主な工事だけで、合計13,490千円——端数は省略しますけど。平成14年度は主なもので五つの工事が発注をされまして、26,723千円。平成15年度が主なものは四つ報告をされておまして、19,049千円ということで出ておるわけですね。これは議会の方に、各議員に資料要求に基づいて提出されたものですけど。今の議会に提出された分だけでも結構ですので、これと、武雄市などは別の費目で、修繕料等で計上されているんだということであれば、これに対応する武雄市の処理場の場合はどういうふうになっておるのか、その対応がしやすいようにひとつ報告、または資料を出していただければというふうに思っております。

それから、具体的な二つ目の質問の請負業者については、それぞれもうこれは当初の質問に尽きると思しますので、具体的にはつけ加えません。

それから、これも請負工事費という計上の仕方、それ自体もちょっとなじまないじゃない

かというのもあるんですね。例えば、電気計装整備点検補修工事というのは多分恐らく集中管理盤といいますかね、職員を1人配置して、投入されて出るところまでの機械の運転状況を一目にして把握できる制御装置ですね、あそこのことだろうと思います。下水の終末処理場にもあると思いますけど、恐らくこういうものは毎年請負工事で発注するというよりもメンテナンスだろうと思うんですよ。こうしたものを請負工事として発注すること自体もやっぱりおかしいのではないかという気もするんですね。要するに、そういう費目の取り上げ方の問題について、何であえて工事請負費という、そういうメンテにかかわるようなものを上げられるのか、その理由もわかればひとつ説明をいただきたいというふうに思っております。そうした方が、やっぱりわかりやすくした方がいいと思うんです。だれが見てもわかりやすいようにですね。費目としてもわかりやすく。

それから、じゃあ、その工事を発注されたとき、工事監督の実態はどうかという、これも資料要求があって、だれがいつ監督したという、名前入りで報告をされていますね。議員はみんな持っておられると思いますけど、これを見ると、平日はほとんどないんです。土、日ばかりですね。月曜日というのも一部ありますが、もうほとんど土、日ばかりです。ということは、裏返せば、土、日だけ工事を現場はしておるのかということになるわけです。土、日しかでけんところもあると思いますけど、ただ処理場の場合は24時間フル稼働で365日運転をしておるわけであって、そういった意味では土、日に限ってということではなかろうと思うんですね。そこら辺も、何ゆえにそういうことになっておるのかについて、あわせてお尋ねをいたしておきたいと思います。

3番目の生し尿処理槽の漏水対策、これはもう1回目の——1回目といいますか、先ほどの質問につけ加える説明は要らないと思いますので、お尋ねをいたしたいということで1回目を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

一ノ瀬農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）**

1番目の荒廃園対策についてお答えさせていただきます。

農地を転用して植林したいが、隣接者の同意が得られない、このような場合の農地転用の許可申請についての御質問だと思います。

まず、農地転用をするときは農業委員会へ農地転用申請の手続をしてもらいます。その書類は、申請書のほか、幾つかの書類を提出してもらいますが、その中に隣接農地調整協議書という書類がございます。この書類は、隣接者の協議の同意を求めるものでございますが、同意を求められない場合はその協議に同意を求められない理由を添付して提出してもらうことになっております。これらの書類をもとに農業委員が現地の状況を調査し、定例総会で説明し、農業委員全員で審議することになっております。

この審議の許可の基準ですが、一つには申請された農地が優良農地であるか、ないか。二つ目が申請された農地が確実に転用事業に供されるかどうか。三つ目、申請された農地が周辺の営農条件に悪影響を与えないかどうか、こういった面を農業委員で判断し、審議をすることになっております。よって、隣接者の同意が得られないから農地の転用申請ができないということはありません。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

谷口議員御質問の当面する道路問題について答弁させていただきます。

まず、国道 444号線の能古見小学校から西宗寺間の整備計画についてでございますが、その区間の整備計画がないことを承知していたのかとの御質問でございますが、現在、佐賀県での整備計画がないことは承知していたところでございます。

鹿島土木事務所では、整備の必要があると判断いたしまして、平成15年度は県の道路課へ整備要望をされたところでございます。ではございましたが、県事業の優先順位を決定する際には数値化して優劣の順位を決める評価制度を導入されているところでございます。その評価において、現在、通学路ではなく歩行者が少ないことや、過去に二車線化の事業を行っているなどの理由により、優先順位が高くなく、採択されなかったということでございます。そのような昨年度の経過があるとはいえ、鹿島土木事務所といたしましては16年度におきましても要望を行う考えであるとのことでございます。また、鹿島市といたしましても、その区間が未整備のまま終わるといふことには疑問を感じますし、地元からの強い要望もございますことから、先ほど議員からありましたように、現に昨日、鹿島地区区長会及び能古見地区区長会よりその区間の整備の要望書が土木事務所長及び鹿島市長あてに提出されたところでございます。

そのようなことから、鹿島市といたしましても地元と一緒に県への要望をしていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の国道 207号の祐徳バスセンター前付近からリンガーハット前付近の約 270メートルの整備見通しについての御質問でございますが、本年度中に用地買収をし、平成17年度より工事に着手、平成18年度完成予定ということでございました。

最後に、3点目の国道 207号バイパス開通後の問題点について、特に騒音、振動対策についての御質問でございますが、昨年12月の全線開通後、騒音につきましては特に蟻尾山公園入り口付近の住民の方から対策の必要性が言われてきたところでございますし、本年4月28日に、先ほど議員の方からも御紹介がありましたように、バイパス騒音対策を要求する会という形で知事及び市長あてに騒音による被害があるとして、騒音対策、防音壁などの設置に

取り組むよう 201名の方からの署名が提出されたところでございます。

そのようなことから、実態把握のため、土木事務所及び市の方で蟻尾山公園入り口付近を中心に7カ所で4月15日から6月11日までの間に調査日を4日間に分け、計120時間の騒音調査を実施したところでございます。現在のところ、後半日程の2回分の結果が出ておりませんが、いずれにいたしましても、今まで静かな環境で生活されていた方々の中には、バイパスの開通に伴います自動車の音は耐えがたいものであると思われていらっしゃる方もおられることも理解するわけでございますので、市といたしましても課題であると認識し、今後その方々などの御意見をお聞きするとともに、県には十分に御検討、御協議を願うようお願いしているところでございます。

県は、それらの調査結果を受け、その対応策について今後十分に協議、検討する考えであるということは当然示されているところでございます。とは申しましても、その騒音に対しまして行政側が対策をとるということとなりますと、何らかの基準、根拠などに則して行うことが必要であると考えます。その基準となりますのが騒音のレベルがどの程度なのかということになります。自動車騒音につきましては、騒音規制法に基づき環境省令でその騒音の限度を定めているわけでございますが、鹿島バイパスのような一般国道の幹線道路におきます騒音レベルは昼間、これは朝の6時から20時までで75デシベル、夜間で、これは22時から朝方の6時になりますが――で70デシベルとなっております。それを超えている場合は、騒音規制法の規定に、市町村長は測定結果が指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通等の規定による措置をとるべきことを要請するものと規定するとともに、市町村長は測定を行った場合において必要と認める場合、道路管理者または関係行政機関の長に対し必要に応じて道路構造の改善等に関する意見を述べるができるようになっておりますので、その法の規定に沿った対応をしていくことになるものと考えております。

ちなみに、70デシベルとは電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、掃除機というような表現になっております。また、60デシベルとは静かな乗用車の中、普通の会話、50デシベルとは静かな事務所の中ということで表現されているところでございます。

また、騒音調査の結果はどうだったのかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたように後半2回の調査、6月11日に行ったものがまだ出ておりませんが、5月11日から5月12日の調査結果は昼間の最高値が68.5デシベル、最低値が54.3デシベル、夜間で最高値が67.8デシベル、最低値で47.0デシベルという結果になっておりまして、先ほど御説明いたしました騒音規制法に基づき、環境省令で定められた騒音限度のレベルは超えておりません。

なお、振動に関する調査は現在のところ行っておりませんが、今後、その状況等をお聞き

したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは谷口議員の3点目の質問、ダム関連の仮施設についての中のもの、道路、残土処分場等の賃借についてお答えをいたします。

現在、ダム事務所で取り扱っている土地賃借契約につきましては、大体8カ所について、合計で116件の契約があるということでございます。これらにつきましては、工事が完了すれば整地をして地元に返すもの、あるいは市有地として買い取るなどが予定されているところでございます。

まず、御質問の中の大きな中身で、この賃借契約が毎年2月ごろ更新をされておりますけれども、これがスムーズにいったいないんじゃないかというようなことがありました。それにつきましては、ダム事務所の方に一応聞いたところによりますと、例えば、契約書等は毎年電算処理をして作成しているということですが、これが一時不都合が生じて、作成がおくれ、5月ごろになったときもあると、そういった話もありました。そしてまた、単年度契約でありますので、毎年契約を更新していくことになっておりますけれども、その際、地権者の方からいろんな要望という形で話もあっていると聞いております。しかしながら、最終的には全員の方から契約はいただいているということでございます。

そして、2番目の残土処分場の今後の処分のやり方ということも質問なされたと思っておりますけれども、この残土処分場を例えば、市有地として買い取った場合、それをどのように利用するか、これについては特に予定はありません。

ただ、この土地賃借契約につきましては、普通、完了すれば、原状に復して戻すというのが原則的でありますけれども、この残土処分場の形態からして原状に復すということはできませんので、この契約書のほかに覚書という形で、ここは市有地として買い取るとか、そういう形で措置をしているところでございます。

こういうことで、この契約行為というのは、地権者とダム事務所が直接行われたり、あるいはそこでは当然市としてもかかわっているところでございますので、毎年そのような疑問点とか要望等とかがあって解決できない場合が出てくるかと思っておりますけれども、できるだけ市としても相談に応じながら対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

私は、谷口議員の3番の2番目の仮設水道の件でお答えいたします。

ダム現場事務所周辺の、ここは柿原、平谷の地区ですけれども、この飲料水の供給状況についてはもともと水道法という簡易水道ではなく、何カ所かの湧水を飲料水として利用してこられた地区であります。良質の水が潤沢にあったということでもあります。しかし、水道法では水道未普及地域ということでもあります。谷口議員が言われている施設、これはトンネル湧水を国道の側溝に配管したポリエチレン管のことと思います。ダム現場事務所へ給水されている仮の施設であります。この配管から7世帯の方が現在飲料水として利用されているようです。今後、いつまで設置されるのか、撤去か、利用されるのか、確認はしておりませんが、この施設だけでは、議員が言われるように、今後、給水人口世帯が増加した場合、水道施設としては不十分というふうに思っております。今後、利用者の方が簡易水道事業の設立要望があれば、私たちも施設の助成、技術的なものを含めて援助できると思っております。

それから、道路側溝の配管が支障ないかということでもありますけれども、これは水道施設としては当然不的確というふうに思っておりますけれども、移設させるかどうか、これは最終的には道路管理者の判断ということでもあります。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

藤家環境下水道課長。

**○環境下水道課長（藤家敏昭君）**

谷口議員の4番目のし尿処理場の諸工事についての質問にお答えしたいと思います。

質問数がかなりございましたので、若干前後することがあるかも知れませんが、御了承をお願いします。

まず第1点目の、他地区の同様な施設と比較して補修工事費等が多いんじゃないかというような御質問でございます。これにつきましては、鹿島藤津衛生施設組合では13年度から膜の取りかえを始めておりますけれども、膜については修繕料と、それからそのほかの点検補修工事等については請負工事で計上されております。また、膜の取りかえにつきましては直接職員で行われているということで聞いております。また、武雄市の処理組合では、膜の取りかえ費、それから補修費ともに修繕料で計上されておられるということでございます。

先ほど平成13年度と平成14年度の比較をちょっと言われましたけれども、私が今持っております資料は平成14年度の決算、これは直接経費でございますけれども、これについて申し上げますと、鹿島藤津が修繕料が約26,600千円程度、それから工事請負費が先ほど言われました33,130千円程度、合計いたしますと五千九百七、八十万円になるかと思っております。武雄市の場合は、修繕料に約60,000千円程度計上されております。

それと、2点目の請負業者が偏っているというようなことで、資料に基づいた工事ごとに

報告をということでございます。確かに、13年から14年の工事等においてはほとんどがJFEプラント&サービスということでございますが、そのほかにも5社程度が受注されている工事もございます。

それから、3点目のひび割れの補修工事についてということで、その後はどうかというようなことではございますが、これについては何も漏れはあっていないということで聞いております。

それから、4点目で、鹿島藤津で実施している工事に対応するような工事があるのかというような御質問だったと思いますが、平成14年度の工事につきましては鹿島の工事、例えば、脱臭設備点検整備補修工事、これに該当するのが武雄市さんでは脱臭設備のオーバーホールと。それから、前処理設備点検整備補修につきましては、武雄市さんの方も前処理機器の整備と。それから、汚泥脱水機点検整備補修については汚泥脱水機のオーバーホールというようなことで、14年度はなされておるということでございます。

それから、15年度につきましては藤鹿苑の汚泥乾燥焼却設備点検補修工事ですね、これと同じようなことが武雄市さんでも乾燥焼却設備、それから電気計装につきましても同じく電気計装の設備をやられておるようでございます。

それから、汚泥焼却設備の集じん機用ろ布交換ということで、これはバグフィルターというものの交換ということでございますが、これも同じように武雄市さんでも実施されておるようでございます。

それから、5番の電気計装について、メンテで工事費になじまないのではというようなことではございますけれども、私どもが聞いておりますことは、電気計装につきましては最近の電気計装設備は主要機器のデジタル化が進行して、それに伴う計測データの長期保存要求等の高まり等もございまして、計測機器の信頼性についてあわせて向上させるという関連から、当組合では毎年実施をすることが必要不可欠と判断されていると、それで実施をされているということでございます。

それと6番目の工事日が土、日が多いというようなことではございますけれども、この処理場は搬入は土曜日の午前中とか、それから日曜日は休みということになっておりますけれども、中の機械につきましては365日回っていると聞いております。そういった中で、工事の内容とか補修の内容によって、どうしても土、日に集中するのが多くなるのではなかろうかと、こう推測するところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

し尿処理場の請負工事について、もう少し補足をいたします。

まず、例えば、隣の武雄、山内で運営をされている処理場では、工事請負費は上がって



ないと、ゼロだと。ちょっと私は調べておりませんが、これは工事請負費という項目をわざわざ上げてゼロになっているんですか。そのものがないんですか。（「決算書の備考欄にですね」と呼ぶ者あり）まあ、よろしゅうございます。

それで、鹿島の場合は修繕料と工事請負費に分けてあげているんです。武雄の方は同じような内容のものを修繕料でまとめてあげてあります。じゃあ、なぜ鹿島の場合が工事請負費にわざわざ分けてあげているかといいますと、一部を除きますが、これについては競争入札をやろうと。そして、できるだけ競争をさせて、入札単価を安くしようと、こういう意図がありますので、鹿島藤津の場合はこれを分けてあげております。

ちなみに、これは平成14年度ですか、修繕料が鹿島藤津が26,638千円、武雄山内は59,706千円。工事請負費は、先ほど言いましたように武雄山内は修繕料にまとめてあげてありますので、これはゼロです。鹿島の場合は33,134千円。修繕料、工事請負費というのは同じようなことですから、つまり機械を運転して、どこか変えにやいかん、修繕せにやいかん、こういうものについてやるわけですから、合計しますと鹿島藤津の場合が59,772千円、武雄山内が59,706千円、大体一緒の金額です。これは衛生施設組合の議会でも説明をして、了解を得ております。

ただ、これは偶然同じ金額になっておりますけど、処理能力が違うんですね。1日に処理するのは、こちらの方がずっと多いです。だから、1キロリットル当たりの処理単価というのは、修繕料とか工事請負費、これを1キロリットル当たりで割ったらどうなるかということです。それは、鹿島藤津の場合は1キロリットル当たり 3,380円、これを維持するのにこれだけかかっていると。武雄山内の場合は 3,575円、つまり 3,380円と 3,575円、1キロリットル当たり 305円、むしろ鹿島藤津の場合が修理とか工事請負費にかかっている金額は安いということです。

それから、処理場全体のランニングコストでいいますと、武雄山内の方は約7千円、正確に言いますと 6,916円、1キロリットル当たり約7千円のコストがかかっています——ごめんなさい、武雄山内の方は約10千円かかっております。全体のランニングコストが1キロリットル当たり10,051円。鹿島藤津の場合は約7千円、6,916円、この差が3千円以上あります。つまり、それだけ鹿島の場合は全体のコストが安くて済んでいると。こういうことから、機械の性能的にも若干鹿島の方がいい、あるいはランニングコストというのは人件費かれこれも含みますから、そういう面においても我々の方がより安いコストで建設運営をしていると、こういうことになります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

2回目の質問をいたしたいと思いますが、新鮮なうちに、私がうち忘れんうちに言うため

に、今度は後ろから言います。今、細かい数字になってきましたので、熱いうちに細かい話からいきます。

藤鹿苑のランニングコスト的部分ですが、今市長が言われました、鹿島の場合は何であえて工事請負費で上げておるかというその理由を、競争入札をしてできるだけ安いコストにするために、あえて工事請負費の形をとっておるんだということですが、その前に藤家環境下水道課長が武雄山内でいけば何の工事は何に当たるといふうに言われましたけど、ああいう話ではとてもメモにしい切れんですね。だから、私たちがいただいたこの資料に基づき、紹介をいただいたものですね、それと関連して、平成14年度決算はただいま市長が言われましたけど、平成14年度決算では——これは重立ったものだけですけど、14の工事を発注されておるわけですね、33,133,590円。これは決算書の備考欄に書いてありますから、これはだれが見てもわかります。

例えば、一つ目には、前処理設備点検整備補修工事、汚泥脱水機点検整備補修工事などと、6,300千円とか5,980千円とかずうっとあります、さっきの電気計装も含めてですね。これを平成14年度分だけで結構ですので、武雄市の修繕工事のどの部分に該当をするのか、その対比ができるように数字も入れて、鹿島の場合は請負業者名も入れて、資料として出してください。（「それは衛生施設組合議会に言ってください」と呼ぶ者あり）いやいや、ここで言うわけですから。（「もうこれ以上の議論はここで……。衛生施設組合議会でちゃんと説明してもらってください」と呼ぶ者あり）私は、衛生施設組合議会の議員じゃありませんから。（「じゃ、お断りします。衛生施設組合議会に聞いてください」と呼ぶ者あり）お断りしますで、それじゃどうしようもなかでしょう。鹿島市の一般会計の支出にかかわって質問をしておるのにね。（「衛生施設組合の組合長として、衛生施設組合に聞いていただければ、衛生施設組合と話し合うて返事します」と呼ぶ者あり）ただ、私は質疑権はないでしょうが。それはおかしいですよ。ちょっと議長……（「私も答えようがない」と呼ぶ者あり）そんなら、議論されんじやなかですか。（「衛生施設組合議会があるじゃないですか」と呼ぶ者あり）ちょっと議長、質問に答えられんと言ひよんさっけん、これは先に進まれんじやなかですか。

○議長（小池幸照君）

ちょっと暫時休憩をいたします。

午前11時7分 休憩

午後1時3分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

その前に、発言する際は議長の許可を得て発言をするようお願いいたします。

それでは、16番谷口良隆議員。

## ○16番（谷口良隆君）

一時休憩で大変御迷惑をおかけいたしておりますが、一般質問をしておいて、私の質問に対する説明ができないということに対する不満はいまだに残ります。判例集等を見ても「広域市町村に関し各種の問題があるが、定例会において一般質問することは法的には不可能であるが、現実の密接のつながりから考えて、運用上許されるものと考えてよい」ということで、昭和49年の5月17日、衆議院での一つの見解も出ておるわけで、そうした運用のもと、今日まで今のような場合も資料要求等をやってこられたし、それにこたえてこられたというふうに認識をいたしているところでございます。

ただ、全協の中でも今後議長預かりで少し研究をしたいということでございますので、結論が出ませんので、審議を無用に長引かせるというのも皆さんに御迷惑をかけることとなりますので、残余の質問を続けたいと思いますが、幸い、今議会には衛生施設組合議会の議長もいらっしゃいますので、そこを通して資料の調達を約束していただいておりますので、そこで担保させていただきたいというふうに思っております。

それでは、藤鹿苑の関連では、具体的な質問の2項目めの工事請負費という計上の仕方については少し検討をされた方がいいのではないかというふうに指摘をいたしておりますが、やっぱりだれが見てもわかりやすいように、比較検討がされやすいように、公明にする意味でもそろえることができれば、他自治体の費目の上げ方との検討をこの場では要求をしておきたいというふうに思っております。

それから、三つ目で、工事監督に当たられた職員が月曜日が何回かございましたけど、あとはほとんど土、日ということで、担当課長も言われておりますように、運転そのものは24時間活動で365日回っておるということですので、土、日に限ってしか工事ができないということの理由にはならないと思うんですね。そういった点で何ゆえに、その行政機関というのですか、一部事務組合の要するに職員の休日に限って工事が施工されておるのか、その辺の疑問がいまひとつ解けません。コメントがあれば、もうひとつ答えていただきたいというふうに思います。

それから、生し尿の貯留槽の漏水対策は、その後漏水はあっていないということで一安心はいたしましたけど、その躯体そのものを施工し直しての補修ではないと思いますですね。漏水箇所をはつってモルタルでふさいだと、そういう程度の措置だろうというふうに考えております。何ゆえにこの問題を取り上げておるかといいますと、本市庁舎がまだ瑕疵担保期間の間に漏水しておるんですね、この市庁舎自体が。その時点で瑕疵担保期間中に施工業者に申し出ればよかったものを、その間は改修の申し出をせんで、瑕疵担保期間が過ぎてからやっちゃったということで、結局、全部市の単独で補修をせざるを得んやったという経過もあるんです。そういうことの前例もある。そういう心配から、瑕疵担保の確認をお願いしたいということで取り上げておりますので、その点、鹿島市としても十分衛生施設組合の方に

も対応していただくように御要望を申し上げておきます。

それでは、あとの問題に戻ります。

荒廃園対策については農業委員会の局長の方から答弁がございました。それで、隣接地の同意がないから転用できないということではないということで、大体私の質問趣旨、それからそうした希望を持たれる方にはそういった方向でちゃんと道はあるんだという立場で答弁をされたというふうにとらえていいかどうか、再確認をしたいと思います。

それから、道路問題ですね。能古見小学校から西宗寺区間については市行政としては未整備、要するに計画にのっていなかったということは従来から承知をされておったということでございますけど、承知をしておられたならば、地元が動き出したから動くんじゃないで、もう少しやっぱり市内を通過する、一つは南北の 207号線ですね。それから、東西を縦断する幹線ですね。この一部区間が従来そのまま整備が終えられるということは、やっぱり将来の本市にとっても決して好ましい状態ではないという、そういう道路行政全般の視点からもう少し強い対策を講じてこられたらよかったんじゃないかなという感想を持ちました。地元の動きも含めて、今後努力をするということですので、その経緯をただいまから見させていただくということで、この場では終えたいというふうに考えております。

次の駅前通りの 207号線の改良については、平成18年度完成という後ろがくくられているような答弁をされたと思いますので、この点についても確認をさせていただきます。

それから、バイパスの騒音問題ですね。確かに、私もお聞きをしておりましたけど、基準値を下回っているということではございますけど、やはり従来、この吹上地区に、全く静寂な地域に幹線の国道が走ったということで、法律論以前の問題として、やっぱり地元の方々のお気持ちははかり知れぬものがあるというふうに私は考えておまして、市としてもそれを体して、住民の皆さん方の立場に立って対応をしていただくという御答弁だったかというふうにとらえておりますので、ひとつ誠意を持って、200数名のそういう要望の方々とともに、同じ立場に立ってひとつ対応をしていただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、ダム関連の関係でございますが、もう一遍確認の意味で御答弁いただきたいと思いますが、新たに残土処分によって生じるテラスの部分について、市としての利用計画は今はないと。ただ、市としての買収は当時の――書面にはなっていないかしらんけど、紳士協定といいますか、そういった意味で市の買収ということで確認がされておるということですが、10名の地権者の中にはそういうふうにとらえておられない方もいらっしゃるということは私が今申し上げたとおりです。もう一遍確認の上に、尾を引かないような調整、決着をしていただくように御要望を申し上げておきます。

それから、仮設水道の件。私は、道路側溝に埋設してあることを取り上げて云々申し上げておるわけじゃありませんけど、あとは道路管理者の責任だからというようなことではなく

て、市としてどういう対応をとるのかという点でお尋ねをいたしておりますので、そこら辺をもう少し誠意を持って答えていただきたいというふうに思っております。

将来的に、この仮設の上水を簡易水道的に地元の7方が利用したいということで意思表示をされるのかされんのか、これはもう地元の申請によってからしか物は始まんということではございますが、そういうふうな、私が今指摘をしますような問題も片方では抱えておりますので、新たに参入をされる家屋とか、あるいは商売の方々の用にも供せるような、そうした行政指導の必要性を私はここで申し上げたつもりでございますので、監督官庁として対応を要望申し上げておきたいというふうに思います。

あと残余の時間が37分までというないようでありますので、具体的な答弁を求める意味で私の2回目の質問を終わっておきます。できれば3回目もしたいと思っておりますので、幾らか時間を担保して終わっていただくようお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、私の方からは議長の許可がなく発言しましたことに対しまして、陳謝を申し上げます。

先ほど谷口議員の方から行政判例を申されました。「広域市町村に関し各種の問題があるが、定例会において一般質問することは法的には不可能であるが、現実の密接なつながりから考えて、運用上許されるものと考えてよい」と、これも一つの判例でございます。

ほかに判例が示してあります。「一部事務組合や複合組合については、特別地方公共団体となるので、参加の市町村の行政権が及ばないので、質問することはできないが、負担金の予算審議の場で負担割合や支出目的までの質疑、質問程度までは可能で、組合経営や内部の経営管理に入るのは越権」と、こういう例もあります。

もう一つ読み上げます。「一部事務組合は、特別地方公共団体として存在するもので、一部事務組合において処理する事務は、当該構成町村の処理する事務の中から除外されている。この場合、一部事務組合を構成する町村議会において、この一部事務組合において処理する事務に対して一般質問ができるか。また、議会において当該一部事務組合の管理者及び職員に対し、出席要求をすることができるか。結論、一部事務組合と組合を構成する町村とは異なる団体であるので、前段、後段ともにできない」と。

つまり、谷口議員が読み上げられた「運用上許されるものと考えてよい」と、ここの部分は私は運用上ということですから、議会と私ども執行部との同意というのがこれは必要だと思いますし、また当該市町村長が答弁をする場合にも組合のやっぱり許可といいますか、承認が必要であるというふうに私は考えております。

私自身は、この場に組合の組合長としての立場では臨んでおりません。鹿島市長としての

立場で臨んでおりますので、たまたま今回の例の場合は組合長と私、市長が同一でありましたので混乱を招いている分もあるかと思えます。しかし、私はこれは人格上は別の人格だと考えた上で、先ほどのような見解を述べたわけであります。よろしくお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

一ノ瀬農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）**

農地転用の許可申請について再確認ということですので、隣接者の同意を得られない場合でも、その理由書を添付していただければ農地の転用申請ができるということになります。

**○議長（小池幸照君）**

江頭建設環境部長。

**○建設環境部長（江頭毅一郎君）**

16番谷口議員の騒音に関することにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

道路整備を行う場合には、まず予想される問題点といたしまして、最初に出てまいりますのが騒音とか振動とか、そういう問題ではなかろうかと、そういうふうに思います。

ただいま課長の方からも答弁がございましたように、付近の住民の方より署名があつておりまして、県の方へも提出をいたしております。それに基づきまして、現在は調整をされていると、分析をされているというようなことをごさしまして、前半の分はお聞きのとおりでございまして、後半の部分がまだ分析があつていないということをごさします。

確かに、能古見郵便局前の交差点と、それから蟻尾山交差点入り口ですかね、ここまでの高低差というのがかなりございます。そういう意味で、アクセルとかブレーキを踏むようなケースが出てまいりますので、騒音というのが出てまいります。市といたしましても、207号の鹿島バイパスの騒音対策につきましては、環境基本法に定め、それから環境の基準、これを維持するように努めてまいりたいと、そのように思っております。

それに、対策といたしましてはいろいろな角度から考え方もあろうかと思いますが、まず県に要望ができるものは要望いたしまして、また協議、そういう場もございますので、そういうところでも話をしていきたいと、そういうふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

谷口議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、確認ということでありましたので、再度お答えいたしますけれども、この道路、あるいは残土処分場の賃借につきましては、賃借契約者と覚書書という二本立てでなっておりますのでございまして、そういうことで、今なお、この内容等について納得できないという方

がいらっしゃいましたら、市だけで対応できるものは市だけで対応しますし、またダム事務所等と協力し合いながらいかなければならない分については一緒に、例えば、私が同行してでも意見を聞きに行ったりというふうに思っておりますので、そこら辺の十分な対応はしていきたいというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

出村助役。

**○助役（出村素明君）**

ダム関連の仮設の関係で、いわゆる簡易水道の件について私の方からお答えをいたします。

このことにつきましては、先ほど水道課長が申し上げましたとおり、現時点ではあくまでもダムの現場事務所の仮設用の水道として布設をされたもので、その中で地元と現場事務所との協議の中で予備用水といいますか、そういう意味合いも含めた中で、今7戸の水が引いてあるというふうに理解しております。

したがって、ダムの完成後にこの設備が撤去になるのか、その辺はまだ明確になっておりませんから。

それともう1点、今後この水道の問題について地元がどういうふうを考えていかれるのかを含めて、双方の中身というのも私たちが十分掌握をしておりますし、その辺は十分お聞きをしながら問題の解決に当たっていきたいというふうには思います。

ただ、今議員言われますように、沿線に新しい家が建つとか、そういうことが想定されるというふうな話もありますが、そういうことを想定した先行投資ということは現時点で市としては考えておりません。

**○議長（小池幸照君）**

以上で16番議員の質問を終わります。

次に、17番中島邦保君。

**○17番（中島邦保君）**

17番中島邦保でございます。

通告順に従い、一般質問を行います。

初めに、水田農業確立対策についてでございますが、平成12年より水田農業確立対策が始まり、この事業に沿って米の計画的生産、麦、大豆、一般作物などの本格的な生産が始まり、団地化による効率的な生産に取り組み、その結果、平成15年度においては503ヘクタールの生産調整が実施されております。

国においては、平成14年12月にこれまでの米政策を大きく転換する米政策改革大綱を決定し、消費者重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくり推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることとされたところです。

また、需給調整については、平成20年度までに農業者団体が主役の需給調整システムに移

行することを盛り込んだ米政策大綱を決め、担い手に米生産の6割を集約して、売れる米づくりを行うという米づくりの本来のあるべき姿を平成22年度に実現するとし、平成16年度からは生産収量を調整する生産調整方式に転換するなどの条件整備を進め、農業者、生産者、団体主役のシステムに移行しようとしています。

米の需要の減少が続く中、米価の低下などを招き、このままでは健全な水田農業の維持発展を図ることが困難な状況に立っており、米の消費量は今後とも減少すると見込まれています。このため、今後、米政策と水田農業政策は生産調整のみを引き離して展開するのではなく、地域における米及び米以外の作物の生産と販売の制約、水田の利活用、担い手の育成などの将来の姿を明らかにしなければならないと思います。

それでは、具体的に次に4点について質問をいたします。

1、地域水田農業ビジョンの策定をしなければならないようになっておりますが、鹿島市での取り組みの中で農業の担い手と認定農家の育成についてどのように検討されておられるかお伺いをいたします。

2番目に、平成16年度から生産調整の方法が変わりますが、15年度と16年度は生産調整の助成体系がどのように変わったのかについてお伺いをいたします。

3番目に、産地づくり対策、すなわち水田農業構造改革交付金について鹿島市には101,350千円交付されておりますが、その配分の方法はどのようになされているのかお伺いをいたします。

4番目に、平成16年度からは転作面積の配分から生産目標数量の配分になり、鹿島市の生産目標数量が5,273トン配分されておりますが、生産目標数量の配分の算定基礎はどのようになっているのかについてお伺いをいたします。

次に、地域水田農業支援緊急整備事業でございますが、西南暖地に位置する佐賀県農業は基幹作物として米、麦、大豆を中心に作付されているが、県内水田総耕作面積4万2,900ヘクタールのうち軟弱湿田面積は1万5,000ヘクタール程度と推定され、その全地域が国、県営事業において排水対策が施行されているものの、大半の地域が20年から30年経過、暗渠施設の老朽化により機能が低下している状況です。昨年12月、米政策改革大綱が発表され、各集落や地域では、水田農業ビジョンの策定が求められております。この新たな仕組みに対応するには、やはり米以外の作物、麦、大豆、野菜を定着させ、水田を高度利用する必要があります。そのための水田乾田化、あるいは排水対策が不可欠なものになっております。

当北鹿島地区でも、全域が県営事業において圃場整備が施行されているものの、既に約20年経過し、特に有明海海岸沿いの水田150ヘクタールは湿田で大豆、麦、タマネギなどの播種定植も難しく、降雨後の約7日程度の晴天が続かなければ播種もできないくらい排水が悪く、水田の約40%が農業共済の対象になるなど、北鹿島地区の農業振興を妨げている現状で



す。

そこで、水田の高度利用を目的とした乾田化対策、排水対策が不可欠との認識に立ち、国、県、市の補助事業として取り上げていただくようお願いをさせていただくのでございますが、幸いにして、国が新規に地域水田農業支援緊急整備事業が計画され、鹿島市としてもその事業の採択に向けて努力をさせていただいておりますので、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

三つ目に、平谷のわき水を活用して地元振興をとという題に対しまして、中木場ダム建設が平成18年度完成に向けて着々と工事が進んでおります。先日、6月1日には定礎式が行われ、いよいよ本体工事が本格化してきました。中木場ダムの建設に際しては、これまで多くの地元の方々を初め関係者の皆様の御協力によって実現しようとしておりますが、ダム建設によって長年住みなれた住居の移転や、集落を構成してきた一つの形が分散を余儀なくされたり、いわゆる住民の方々の大きな犠牲を伴っての一つの大きなプロジェクトがここに実現しようとしております。このことを考えるときに、どうしてもやはり地元振興ということは避けて通れない大きな課題であります。ダム周辺の整備計画の中にも当然のことは考えられていると思いますが、特に、この中で最近話題になっている平谷のわき水の活用について質問したいと思います。

平成11年だったと思いますが、ダム周辺振興対策事業として能古見地区振興会に交付金が交付され、その資金をもとに地元の力で現在の平谷のわき水が作り上げられたと聞いております。今まではかなりの待ち時間にもかかわらず、たくさんの客が来られ大変な人気で、隣接する物産館でも地元産品の振興ということでは相乗効果が出ているようでございます。

そこで質問ですが、平谷のわき水に訪れる客層と人数をお願いしますが、年間大体何人ぐらい来ていると予想されますか。

2番目に、水源の水量と現在この水がどのように活用されているのか。また、この水の権利関係はどうなっているのかをお尋ねいたします。

次に、4番目に、国道207号バイパスに信号機の設置をとということで、207号のバイパスの全面開通により、学校開設以来、通学路として使用してきた道路がバイパスにより分断されました。信号機未設置のため、小学校では通学路を変更し、迂回路を利用しており、児童の通学路が相当長くなっており、通学のための負担がふえております。

また、この通学路には、子供たちの健全育成を期して地域の方からあいさつ道路としての立て看板の寄贈を受け活用してきましたが、通学路の変更により活用できなくなっております。

なお、西部中学校においては、そのまま自転車通学生の通学路として利用していますが、全面開通後は、車両の増加により横断についてはこれまで以上の危険が予想されます。

また、バイパスと交差している市道は、中村区の生活道路であり、高齢者の方々の横断も

多く、今まで以上に危険性が増すことが予想されます。既に、バイパス近くに遊びに来ていた小学生1年生が横断途中で交通事故に遭うということも起きております。児童・生徒並びに区民の安全確保のため、三原工務店前の交差点に横断用信号機の設置をお願いいたします。

このことにつきましては、12月15日に要望書としてお願いをしておりますが、その後の経過を御説明願いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

17番中島議員の大きな1番、2番、水田農業確立対策について、それから地域水田農業支援緊急整備事業についてということでお答えをしたいと思います。

まず、今回の米政策大綱の中身についてということで、先ほど議員申されましたように、そのような趣旨で今回制定がされております。御存じのとおり、米につきましては従来、昭和30年代から考えますと、1人当たりの消費量が120キロぐらい見込まれておりましたけれども、現在60キロから70キロ、半分ぐらいの数字になっております。

そこでまた、消費者におきましては、ニーズの多様化によりましてますます米の消費が減っているのが現状であります。それと合わせて、今農業を営む高齢者、それから担い手、跡取りの部分が各集落とも減少している現状でございます。そこで、今回、米の政策大綱の中で、各地域におきまして水田農業ビジョンの策定ということで取り組みを行い、今年4月に策定を行っているところでございます。

それで、議員御質問の今回の農業の担い手と認定農家の育成についてということでお尋ねでございますけれども、これは今度のビジョンの中でお知らせをしております。

特に大きく変わったのは、今までは米の減反分という形で、その補償的な形での助成が行われておりましたけれども、今回大きく変わっているのは水田を有意義に活用する、裏作を行っていくということについての助成というふうに大きな面では変わっております。

そこで、今回のビジョンの中で大きな目的としては、まず先ほど言われました生産構造の部分での変化を整備していくということと、需給の調整システムを行うということで、これは特に減反につきましては、従来、国の方から指定された面積を減反していくという形でありましたが、これからは農業者並びに団体が売れる米を数量を選定していくと、そういうふうな方向に変わっております。

そこで、今度のビジョンの中で出されておりますけれども、担い手の育成ということで質問がありますが、担い手の育成の部分と次の生産調整の助成体系ということでの15年度

との変化ということでございますので、そこをちょっとお知らせしたいと思いますが、15年度までは先ほど申しましたように減反に対する一つの助成ということでございます。

それとあわせて、農業者自身が抛出をしながらも補償という形でお互いに補てんをしていくというやり方でございましたけれども、今回、16年度からにつきましては、この米の生産調整を推進するに当たって、特に裏作に何を持っていくかという部分が問われております。

そのために、その団地化をしながら、大豆、飼料作物の作付についての助成並びに大豆の出荷量に対する助成ということで、ひとつ言われています。

それから、その交付額の中で、あと地域振興作物ということで、そこをつくったことについての助成というふうなことで今回見られていますし、あと生産調整を行った各生産組合の団体に対する助成という部分で、今回、配分するようにいたしております。

特に、今回の担い手というとらえ方は、鹿島市におきましては認定農業者並びに各集落の生産組合を担い手という位置づけをしております。これは従来からの方向を急に変えるわけにはいかない部分がございますし、しばらく踏襲をするという形で鹿島の場合は二つを担い手という位置づけを今やっているところでございます。

それから、産地づくり対策の中で、水田農業構造改革交付金ということでお尋ねでございますが、議員申されました、100,000千円を101,350千円については、これは後日訂正がありまして——訂正がどうか、県の方からさらに助成金が来まして、109,718千円というふうに増額になっております。これの交付については先ほど申し上げましたとおり、それぞれの実施団体につきまして配分をするように行っております。

それから、最後に転作面積の配分を5,273トン、鹿島市の方が配分を受けているということでございます。これについての生産目標の算定基礎がどのようになっているかというお問い合わせでございますけれども、これは鹿島におきましては従来からとっております共済組合のふるい目の部分を採用させてもらってます。と言いますのは、もみすりのふるい目ということで、国が算定をしているのは1.7ミリで算定をしています。それで共済組合の方で利用しているのは1.8ミリでございます。それで、各ライスセンターで今使っているのが1.8から1.85ミリを使っています。これはどういうことかといいますと、ふるい目の幅が1.7ミリですので大きくなれば、くず米が多く落ちることになります。じゃ、実際、製品になるのが少なくなるんじゃないかということが当然出てくるとは思いますけれども、一応国の基準で先ほど申されました量については、1.7での計算が出されておりますので、その部分が若干違ってくるということでございます。

それと、共済のを利用したという理由につきましては、これは統計事務所の方の統計情報センターの数値でいきますと、これは鹿島市1本の数値になります。そしたら、鹿島のように山手から平地まであるような地域につきましては、ちょっと不都合が出てきますので、共済の方で各地域ごとに割り振りをした値を利用する方がより公平になっていくということで、

鹿島では共済の基準数量を利用させていただいているということになります。

それで、最後ですが、もう一つ地域水田農業支援緊急整備事業ということでのお尋ねでございます。

これは先ほど議員申されましたように、今回の米の政策大綱によりまして、まず、その基盤の整備ということの一環といたしまして、今回、排水対策事業が事業として創設されました。これについては、面積的に受益面積が20ヘクタール以上が要件となっております、これを今度の水田農業支援緊急事業の中に、こういう取り組みありますということを記入した場所が該当になるということと、もう一つは、この地域の担い手が現在20%以上おらなければならぬというふうな要件もございます。

それとあわせて、圃場整備が完了している地域というのがございまして、もう一つは、農業振興地域であることということが要件になっています。これは補助率的には国が50%、それから今のところは県は25%ということですが、これはまだ確定はしておりません。それで、市の方も一応通例のこの似た事業については、地元と6・4という形での補助を行っておりますので、それからいきますと市が10%、地元が15%という形になります。こういうことで、今、県の方に上げているところでございますけれども、今後の予定といたしましては、6月の当初に局のヒアリングがっております。それから、7月に本省の農林水産省のヒアリングがございまして、具体的に今から運んでいくというふうに思います。予定では、16年度の採択に向けてということで、今動き出しをしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

それでは、中島議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、3点目の平谷のわき水を利用しての地元振興をという中で、まず第1点目の御質問が、直販所に訪れている客層と人数ということでございましたが、これにつきましてはそれぞれ正確に調べた数値というのはございません。そういうことで、直販店なりで聞き取り調査あたりをした数値等で御報告申し上げます。

これによりますと、多いときで1時間当たり車で約60台ぐらいが来ているということでございます。そういうことで、1日24時間これが来るということでございますので、仮に1日10時間で1時間当たり60台とした場合、1日当たり600台が訪れるということになります。そういうことで、これを月当たりに換算しますと、月当たり約1万8,000台の車がその利用に訪れているということになるかと思っております。これを年間に直しますと21万6,000台という形になります。

それから、水源の水量と、現在、この水はどのように活用されているかということですが、

聞き及んだところによりますと、あその水量につきましては約1時間当たりで80トンと聞いております。そういうことで、1日に直しますと大体2,000トン弱という形になろうかと思っております。

そういうことで、現在の利用につきましては直販店とか、あるいは自然の館、そして、先ほど谷口議員の質問にもありましたように、ダム事務所あたりの方で活用されているということでございます。

それから、3点目の水の水利権はどうなっているかということでございますが、この水利権問題については非常に難しいことで、はっきりしたことは言いませんけれども、ここに国土交通省中国地方整備局が1997年に出した見解がございます。質問はこういうことになっております。

道路、鉄道等のトンネルからわき出ている水を使う権利はだれにあるのでしょうかという質問に対して、先ほど言いましたように、国土交通省の中国地方整備局が回答した文でございます。これによりますと、回答部分を申し上げますと、御質問の道路、鉄道等のトンネルからわき出ている水については、この水が河川の伏流水と言えるかどうかポイントになります。伏流水であればその水は河川の流水ですので、その水を使用する場合は河川管理者の許可を受ける必要がありますし、伏流水でないのであれば許可を受ける必要がなく、その土地の所有者に水を使う権利があると言えるでしょうということでございます。したがって、このことから推計いたしますと、現在、トンネルから水を強制的に排出するために県が排水管を設置しております。そういうことから見ると、いわゆる伏流水でないとするならば、その管の使用権者はやっぱり県にあるのではないかというふうに思っております。そういうことで、現在、県はその管から取水することについては市、あるいは地元は自由に使ってもよろしいですよということで、こちらの方からお願いをしますと、そこから水をとるという状況になっていることでございます。

そういうことから言えば、水利権者というよりも、その水の使用権者は今のところ県かなと。そういうことで、そこからとる場合には一応県にお話しをして、承諾を得て、現在、取水をしているということに言えるかと思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

中島議員御質問の国道207号バイパスに信号機の設置をについてお答えいたします。

国道207号バイパスの議員御質問の箇所は、議員から先ほど御説明がありましたように、バイパスの開通によりまして従来の通学路及び地元の生活道路でもある市道が、バイパスにより分断されたような形になっております。そのことでちょっと御不便をおかけしていると

ころでございます。また、そこを横断されることとなりますと、御指摘のとおり大変危険でもあることから、押しボタン式の信号機設置につきまして、地元や北鹿島小学校のPTAなどからも要望が上がっているところでございますし、議員さんから先ほどありましたように、昨年の12月5日に鹿島警察署長の方へ要望書が提出されたところでございます。

それを受け、鹿島警察署といたしましても、危険箇所であるとして、その御要望にかなうよう県警本部交通規制課へ設置要望をされたところでございますが、昨年度は実現いたしておりません。そこで、本年度も引き続き鹿島警察署といたしましては上申されるということでございます。また、市といたしましても、安全性の確保などのため、警察への要望を今後も行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

17番中島邦保君。

**○17番（中島邦保君）**

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の水田農業確立対策についてでございますが、その中で各農業者への米の作付目標面積及び生産目標面積についてですね。この生産目標数量については、対象水田面積及び鹿島藤津農業共済組合の支所ごとの平成15年度水稻引き受け基準反収に応じて決定をされておりますが、この数字につきましては非常に実質反収と違うのではないかとということで再度お伺いしますが、実際、共済基準反収で見ますと、鹿島中央が558キロ、能古見が534キロ、古枝が530キロ、浜町が549キロ、北鹿島が583キロ、七浦が527キロとなっておりますが、非常にこの反収は多うございますが、大体この反収基準を見て、これより各地区では120キロぐらいの差があるのではなかろうかと思えます。

ちなみに、北鹿島の場合を考えてみますと、大体583キロで、今277町3反の割り当てですが、480キロに、現在、平均8俵とれておりますので、それに合わせますと336町8反つくってよいようになりますが、その差が59町5反。実質反収とすれば、また別につくってよいことにはなりませんので、その点、非常に疑問を感じるわけでございます。

ただいま課長の方より網目の問題が言われましたが、現在、北鹿島は1.8でございまして、全国のいう1.7でしますと、その米はやっぱりくず米が多くて食われないから1.8にしておりますので、どうも国の基準と、あるいはその実際の基準とは非常にかげ離れておることになります。実質5,273トン、これは大体鹿島市では522キロの配分でありますので、どう考えてみてももう少し、やはり地区民の農業者のためにはつくっていただいようなかろうかという疑問を感じるわけでございますので、その点を今後実質反収に変えるようなことはできないか、再度お伺いをいたします。

それから、2番目の排水対策ですけど、市の方でも着々と進めていただいておりますが、

幸いにして、北鹿島の場合もこの排水問題をやろうということで非常に熱意が出てきて、予定が百五、六十町でございましたが、今現在、200町超しております。非常に予算的にも問題がありますが、県、国も助成をしていただくなれば、どうかひとつひとつ市の方もよろしく願いをいたしておきます。

それから、わき水でございますが、この平谷のわき水をくみに見えているお客さんが、やはり帰りに地元の物産まで買っていただくという相乗効果で、地域の活性化に発展してきているということは大きなことだと考えます。

また、今は健康ブームで、名水と言われる天然水を一つの素材として産業として活用され、全国各地で売り込まれておりますが、この際、平谷のわき水を活用して「平谷の天然水」として全国に売り出すことはどうかという考えでございます。このことについて執行部の御意見をお伺いしたいと思います。

また、これが実現すれば、将来は地元振興はもとより、地域経済の活性化にもつながってくるだろうし、ひいては雇用面でも効果が期待できるのではないのでしょうか。執行部の御意見をお伺いしたいと思います。

以上、これで2回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

中島議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど私も申しましたように、この網目の問題は生産者の皆さんにとってはちょっと納得のいかないような計算になっております。ちなみに、平成16年度の生産目標の数量で、全国で一応857万トンの米が必要ということで生産量が上がってます。そのうち、佐賀県が15万2,530トン。先ほど言われますように、鹿島市は5,273トンということで割り当てが来ております。これが先ほど私申しましたように、ふるい目が1.7ミリで計算をした数量でございます。それで、さっき申しますように、これを1.8なり1.85で——今、実際1.8でふるい目をしているところですが、当然、小さい部分は、1.7から1.8の間の部分はずり米として下に落ちてしまいます。その分も国では数量に入っているわけです。だから、これを例えば1.8ということで決めても、全体的な数量を減らさないとということで、これはもう県の方とも話しておりますが、数量割り当て自体が1.7で来ているということでなかなか難しいということですが、今後、この辺についても再度問い合わせをしながら検討していきたいと思っておりますし、特に、16年度が今度ビジョンをつくって初めての年でございます。そういうことで、今後、不都合がある部分については協議会の中でも協議をしながら進めていきたいと思っております。

特に、今回の政策大綱につきましては将来的に平成22年に向けてですね、言われています

ように、生産者みずからがこの数量を決めてくというふうなことに言われていますので、売れることができたらどれだけでもつくって、極端に言えばですね、そういうことにはなっていくでしょうが、売れ残った分については責任は持たないという、裏を返せばですね、そういうふうな政策が今進めようとされております。

そういうことで、今回、16年度についてはこういうふうな目標数量の割り振りがありますので、この 1.7での計算でそれぞれの地区への仕事の数量を今お願いをしているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

中島議員の2回目の御質問にお答えいたします。

平谷の水を天然水として全国に売り出すような考えはないかというような御質問でございます。

これにつきましては、だれがどのようにして売り出すのかとか、あるいはそれは地域の活性化、振興策につながるものではないとか、いろいろな問題点もございます。そういう中で、以前からいろいろと意見をいただいているところでございます。

特に、平谷の水は水質的にも非常に良質であるということは聞き及んでおります。しかしながら、現在、平谷の水と同等な水という形で、既にそういった水は全国的にもほかのメーカーから販売されております。そういうことで、逆に同じような良質な水であるがために弱点もあるわけですね。その弱点を克服するのは何かといいますと、平谷の水にある成分が非常に多いとか、特徴があったら一番いいと。だから、現在のシェアを突き破ってそこに食い込んでいくためには、平谷にしかない水、良質な水であるということがあれば一番いいというふうなことも聞いております。

そういうことで、いずれにしましても、平谷の水の活用につきましては地元の振興を基本に考えていかなければならないというふうに思っております。

そのためには、既に水を使っている方々、施設等がありますし、そのあたりの調整、そしてまた、地元振興会の考えを十分に聞きながら進めていかなければならないというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

17番中島邦保君。

**○17番（中島邦保君）**

ただいまの中橋農林水産課長の話でございますが、一応共済の反収の割り当てですが、どう考えても能古見でも 530キロということで、9俵はちょっととれないと思います。ぜひ全体的に見直して、実際農家がわかりやすいような方法で対応をお願いしたいと思います。



3回目でございますが、一応今まで鹿島市の農業も非常に今厳しさを増しておりますが、今の感じを話をしたいと思いますが、農業農村を取り巻く厳しい環境の中、今鹿島市でも経営感覚にすぐれた、意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開する自立経営農家も現在では鹿島市でも数多く見られるようになったと思います。と申しますのも、やはり県でも施設園芸にしろ、それからミカン、ブドウですか、そういうふうな問題でも、今、非常に優秀な成績で賞をとっておられますので、やはり意欲ある農業者を育てていかなければならないと思います。

また、ひいては農産物価格の低迷や2次、3次産業との経済的格差などにより、農村地域から都市地域へ人口流出と、これに伴う農業就業人口の減少、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加が顕著になっております。停滞ぎみに推移する農業の課題に対応するため、私は従来の生産中心の農業から脱却し、新たな発想と想像力をもとに加工、販売、展示、流通、教育の各過程を組み込み、農業の高次化を図り、農業の生産活動や農産物及び農業環境など見せる農業や体験などを通じた連携、交流の促進によって農業と観光との複合化を図ることで、農業を多様性のある総合的な産業に転換をしなければならぬと思います。

ここで、最後に市長の農業振興についての所見をお伺いして、一般質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

鹿島市水田農業の振興について私の方から最後にお答えをいたしますが、まず第1点目、新たな米政策については平成16年度から実施をしておりますが、これは生産者代表の方、あるいは農協、消費者代表など関係者で構成をいたしております鹿島市水田農業推進協議会で検討をさせていただき、その中で御承認を得ました鹿島市地域水田農業ビジョンに基づいて現在実施をしております。この対策は、平成18年度までの3カ年間ということにしておりまして、今年度実施をし、問題点等が発生をした場合につきましては生産者の方はもとより、国、県、関係機関と協議しながら、来年、再度、推進協議会にお諮りをし、現在のビジョンを修正してまいると、こういうことしております。

それから二つ目、地域水田農業緊急整備事業北鹿島地区につきましては、今回の米政策改革の関連事業でございます。一部排水不良により鹿島市地域水田農業ビジョンに基づきます麦、大豆、タマネギ、施設野菜等の生産に支障を来している状況ということも聞き及んでおります。今回、そこで排水対策事業を実施することにより、それらを解消していきたいというふうに思っております。

今後も新たな米政策を推進する上で、必要な対策については緊急性や事業の効果等、考慮をしながら進めてまいりたいと考えております。

**○議長（小池幸照君）**

以上で17番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告による一般質問は全部終了いたしました。

明18日から21日までの4日間は休会とし、次の会議は6月22日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時14分 散会